

# 無料送迎バス利用案内

無料送迎バスご利用にあたっては以下の事項に留意ください。

- 利用対象…①管理施設の有料部分の利用者（入館料または使用料+αの利用）  
※入館料または使用料のみでの利用は不可  
②第2条に定める社会性・福祉性が高いと認められる利用者  
例）障がい者団体、高齢者団体等の行事・レクリエーション  
③公社主催イベントへの団体参加者 等

利用人数…原則 15 名以上

乗降場所…原則各 1 箇所（稚内市内）

運 転 者 …「中型自動車の限定解除」以上の免許を有するもの

令和2年10月1日